

別表第3 家庭の保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭の保育補助者加算 ⑦		家庭の保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨								
					処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ								
20/100地域	3号	保育標準時間認定	174,820	+ 1,660 × 加算率	+	5,650	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	53,080	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
16/100地域	3号	保育標準時間認定	171,500	+ 1,620 × 加算率	+	5,460	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	51,670	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
15/100地域	3号	保育標準時間認定	170,670	+ 1,610 × 加算率	+	5,410	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	51,320	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
12/100地域	3号	保育標準時間認定	168,180	+ 1,590 × 加算率	+	5,270	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	50,270	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
10/100地域	3号	保育標準時間認定	166,530	+ 1,570 × 加算率	+	5,180	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	49,570	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
6/100地域	3号	保育標準時間認定	163,210	+ 1,540 × 加算率	+	4,990	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	48,170	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
3/100地域	3号	保育標準時間認定	160,720	+ 1,510 × 加算率	+	4,850	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	47,120	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								
その他地域	3号	保育標準時間認定	158,230	+ 1,490 × 加算率	+	4,700	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	46,060	+	35,380	+	350	× 加算率
		保育短時間認定								利用子どもが3人以下の場合 24,120								

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑯	1 級 地 1,790 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
除雪費加算	⑰	6,100	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑱	153,890 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	⑳	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算